

親仕官免(一名)

內閣人第三七号

起案

平成六年三月六日

決定 平成二十六年三月七日

施行 年月日
平成 年月日

内閣總理大臣

內閣官房長官

內閣官房副長官

加
和

內閣總務官

洞
主

麻生 国務大臣

田村國務大臣

小野寺
國務大臣

古屋國務大臣

茂木
國務大臣

稻田國務大臣

山本國務大臣

岸田國務大臣

太田國務大臣

管國務大臣

下村國務大臣

石原國務大臣

根本國務大臣

最高裁判所長官竹崎博允から免官の願い出があつたので、左のとおり閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所長官 竹崎博允

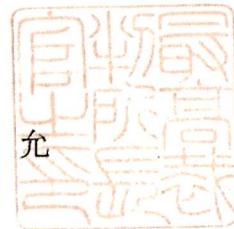
願に依り本官を免ずる

最高裁人任一第 614 号

平成 26 年 2 月 26 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 竹崎博允



最高裁判所長官竹崎博允より退官願が別紙のとおり提出されたから、発令方お取り計らい願いたい。

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	内閣	府名	
昭和五二	四	一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する														
廿丁	一一	一一	鹿児島地方裁判所名瀬支部勤務を命ずる	一一	一一	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	一一	一一	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	一一	一一	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	一一	一一	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	一一	
五四	四	一	名瀬簡易裁判所判事に補する	一一	一一	名瀬簡易裁判所判事に補する	一一										
五三	四	一	東京地方裁判所判事補に補する	一一	一一	東京地方裁判所判事補に補する	一一										
一	七	一	千葉地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	一一	一一	千葉地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	一一										
裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事 補につき任期終了			東京高等裁判所														

竹崎博允

3丁		裁判所		年号	月	日	項	序名
六一	六二	昭和五四	昭和五四					
七	九	五七	五六	八	四	四	判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる
一一	一三	五六	五六	一三	一四	一	司法研修所教官に充てる	東京地方裁判所判事に補する
		司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所					
		最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる	最高裁判所					
		兼ねて最高裁判所事務総局第三課長を命ずる	最高裁判所					
		最高裁判所事務総局總務局第一課長を命ずる	最高裁判所					
		最高裁判所事務総局總務局制度調査室長を命ずる	最高裁判所					
		兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所					
		兼ねて最高裁判所幹事に任命する	最高裁判所					
		法務省	法務省					

竹崎博允

裁判所										年号	月	日	事項	府名
昭和六一	八	九	一	一三	最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所								
平成元	四	七	一	一	最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる	最高裁判所	六三	四	九	昭和六一	八	一	最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
二	三	四	七	八	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所	七			平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
五	一	一一	一五	八	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
七	六	四	一一	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所	内閣	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
一	一	一一	一	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所	内閣	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所	内閣	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所	内閣	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所
部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所事務局長を命ぜる	東京高等裁判所	内閣	六三	四	九	平成元			最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所

竹崎博允

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	
平成	八	九	一	一	一	一部の事務を総括するものに指名する									
一九	一一	一一	一一	一一	一一	一部の事務を総括するものに指名する	九	八	五丁	平成	八	九	九	九	九
二	一四	一四	一四	一四	一四	一部の事務を総括するものに指名する	一	一	一	二	六	一	一	一	一
九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一部の事務を総括するものに指名する	一四	一四	一	九	二六	七	一	一	一
東京高等裁判所長官に補する	最高裁判所事務総局經理局長を命ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣								
最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所事務総長官に任命する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
最高裁判所長官に補する	検察官特別任用審査会委員に任命する	高等裁判所長官に任命する	高等裁判所長官に任命する	高等裁判所長官に任命する	高等裁判所長官に任命する	最高裁判所長官に任命する	最高裁判所長官に任命する	最高裁判所長官に任命する	最高裁判所長官に任命する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
最高裁判所	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣							

竹崎博允

6丁

裁 判 所

年
号平
成
一
九

月

三

日

五

事

項

序

竹
崎
博
允

法務省 内閣 法務省

最高裁判所長官に任命する
法制審議会委員を免ずる平
成
二
〇一
一二
五

法制審議会委員に任命する

平
成

年

月

日

最
高
裁
判
所
長
官

退

官

願